

平成25年度 第2回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会  
結果概要

- 1 日時 平成26年3月20日（木）午後2時～4時
  - 2 場所 埼玉会館 3C会議室
  - 3 出席委員  
高橋委員、野口委員、山根委員、成田委員、當間委員、  
中野委員、鈴木委員、黒崎委員、北田委員  
出席： 9名  
欠席： 3名
  - 4 配布資料 別添のとおり
  - 5 会議概要  
(1) 議事
    - ① 福祉のまちづくり関連事業 平成26年度事業計画（案）
    - ② 建築物の適合状況について
    - ③ 平成26年度策定予定の福祉関係計画について
    - ④ 報告事項
- ※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。
- 6 その他  
傍聴者 3名

## 議事概要

---

---

### 1 福祉のまちづくり関連事業 平成26年度事業計画（案）

---

---

《事務局》

関係各課から資料1に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。

それでは26年度の事業計画（案）について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。一部25年度の事業の御報告もありましたので、もし何かありましたら、御質問等をお願いをします。

障害者優先調達法、これの概要をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

《事務局（福祉政策課）》

正確には、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という法律で、障害者就労施設で働いている障害者の自立を促進することを目的に、国や地方公共団体、公的機関が物品を購入したり、サービスを調達する場合に、障害者就労施設から積極的に調達することを定めた法律です。

この法律に基づいて、地方公共団体では方針を作って、毎年その方針に基づいて内容の達成を図っていくというものです。

私どもも、こういった就労施設の物品から啓発グッズを作れないかということを検討しまして、今回メモ帳を作成することになりました。

《高橋会長》

ありがとうございます。

方針の決定というのは、全市町村何らかの方針を決める方向になる。

《事務局（福祉政策課）》

はい。

《高橋会長》

県や政令市の場合、少しハードルが高いんですか、または、みんな同じですか。

《事務局（福祉政策課）》

各自治体で、自分達がどれぐらいできるかというのを決定していきますので、各自治体によって状況は異なるかと思います。

《高橋会長》

法律の施行は、いつだったのでしょうか。

《事務局（福祉政策課）》

昨年、25年4月1日です。

《高橋会長》

分かりました。ありがとうございます。  
ほかに何かありますでしょうか。

《黒崎委員》

交通政策課の、駅ホームの転落防止対策推進事業について、ちょっとお伺いしたいんですが。

第1回目の会議の時にも、ホームドアや点字、点状ブロックは色々条件があって、来年度は東武の川越駅と和光市駅ということで、条件が整い次第増やしていただくといいことは素晴らしいと思うんです。

それよりも、お話にもあったように声掛け・サポート啓発事業というソフト面がとても重要で、予算をいっぱい付けるかどうかは別として、ソフト面っていうのはすごく大事だと思うんです。

私も通勤の時に、よく視覚障害者の方がホームの端のすれすれの所を歩いていて、気が付くと私も危ないですよと言って、ホームの内側のほうに声を掛けるようにはしてるんですが。

通勤若しくは通学の人達が、そういう声を掛けるのが難しかったり、気後れしてというか、恥ずかしがったりしますが、第1回目の時の会議で、所沢でもそういった事業を学生さんなんかとやっているっていう話を聞きました。来年度、県内10か所でその啓発事業をされるという御説明でしたが、具体的には何か、大学とかの福祉関係のボランティアをやっている学生さんとかに、そういう講習会

をやるとか、もう決まっているんでしょうか。

《事務局（交通政策課）》

こちらの事業は、平成 25 年度から始めた事業になりまして、対象者としては、いわゆるサポートリーダーということで考えています。市町村の職員の方、NPOの方、あと、大学生の方にも声を掛けさせていただいて、一部空きがある場合には一般の方もお受けしています。

今、委員さんからもございましたとおり、どう声を掛けていいか、どう誘導していいか分からない、どうも尻込みしてしまうということがあります。まずその辺を、ガイドヘルパーの方や県のリハビリテーションセンターのOBの方を講師にして、あと実際に障害をお持ちの方に御出席いただいて、実際に駅で困ったこと、こういう声の掛け方をされると困る、引っ張られて困るとか、そういう具体的な困った例などをお話しいただきます。あとは実技で、鉄道事業者に御協力いただきまして、駅に行ってエスカレーターの案内とか、そういったことを実際にやるような形で、今年度も 10 回ほど開催しております。

来年度も、やり方等はまた工夫が必要な部分はあるんですが、基本的には同じような形で、10 回の開催を予定しております。

《黒崎委員》

ありがとうございます。

なかなか会社員ですと会社単位でそういうのを啓発するっていうのは難しいと思いますが、県内の大学生やNPOのボランティア団体の方、市町村のリーダーに講習をされるっていうのは素晴らしいことなので、ぜひ今後も普及させて充実していただければなと思いました。

《高橋会長》

ありがとうございました。

今のに関連して、今年度このモデル事業ということで、調査費が計上されてましたよね。この状況、どんな感じなんでしょうか。

《事務局（交通政策課）》

調査のほうは、報告がもうまもなく出来上がると思います。

当初の予定は、川越市ともう一駅を予定していたんですが、鉄道

事業者との調整の中で、今年度の実施については、川越駅のみ一駅の調査ということになっております。

和光市駅については、すでに地下鉄側にはホームドアが付いているということもございまして、調査をしていなかったんですが、来年度は、その二駅の設計ということです。設計してホームドアが付くのはまた再来年以降になります。

あと、ホームドアが付きますと、電車がずれて止まってしまうとドアが使えないので、自動的に電車を止めるような装置を鉄道会社で付けたりとかもあるものですから、なかなかいっぺんにということにはいかないんです。来年度設計をして、再来年以降に設置というような形で進むものと考えております。

《高橋会長》

26年度の設計費が補助されるということですので、川越駅をモデルにして進むと理解してよろしいんですね。

《事務局（交通政策課）》

はい。

《高橋会長》

ありがとうございます。ほかございますでしょうか。

バリアフリー新法の基本構想の策定状況、策定支援なんですが、具体的にいつ頃、お話にありましたような概要、交付金やガイドラインの説明をされているのでしょうか。

その時に、どのぐらいの自治体が参加されて、その後どういう状況になっているのか。それについて、御説明いただきたいんですが。

《事務局（都市計画課）》

まず年度初めに、これ以外にもいろいろな事業を紹介する場面で、各市町村の都市計画担当が来ますので、説明会という形でやらせていただいております。

将来基本構想を策定したいという市町村が、今のところ、27年度以降で4市やりたいと言っていますので、そういった所を中心に働き掛けると共に、前倒ししてやっていただけないかということで、いろいろ支援していきたいと思っています。

まだ策定していない市町村が結構ありますので、あらゆる機会を通じて働き掛けをやっていきたいと思っています。

《高橋会長》

ありがとうございます。

時々国交省の方と話をするんですけど、なかなか都道府県の役割ってこの見えてこないんですよ、基本構想に関しては。

それから、12月に埼玉運輸支局のバリアフリーネットワーク会議が東松山市で開かれたんですけども、その中でも、市町村からも交付金について使えるのか使えないのか、そういう基本的な質問が結構出てきたり、県がどういう役割で基本構想の啓発事業をやっているのか。

都市計画部門の中で説明されているってことですけど、もう少し本格的にやらないと、なかなか広がらないんじゃないか。ついでに説明するのではなくて、別途ちゃんと時間を取ってやらないと、なかなか各市町村に伝わらないので、もうちょっと工夫をして、積極的に誘導していくような。

これは、面的な整備をする上で非常に重要な制度になっていますので、もうちょっと精力的な取組をお願いしたいと。ぜひ、内部で御検討いただけないかと思えます。よろしく申し上げます。

---

---

## 2 建築物の適合状況について

---

---

《事務局（建築安全課）》

建築安全課から資料2に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。

この適合状況の結果について、質問はいかがでしょうか。

バリアフリー条例の施行はいつでしたっけ。

《事務局（建築安全課）》

条例の施行は、21年の4月1日からです。

《高橋会長》

ちょっと気になったのは、共同住宅。共同住宅も条例に入ってきていますよね。

《事務局（建築安全課）》  
入っています。

《高橋会長》

入っていますよね。そうすると、共同住宅の適合件数がゼロって、福祉のまちづくり条例は範囲が広いから、不適合部分が一部含まれているって、そういうことですかね。

《事務局（建築安全課）》

はい。やはり福祉のまちづくり条例は、項目が多くなっておりま  
すので。

《高橋会長》

分かりました。

福祉施設については、作業所、保育所、高齢者施設ですとか、その  
辺りが軒並みに不適合という状況なんですね。

小規模なものも、埼玉県はコンビニ辺りまで入ってきていますけど、  
その辺りが少し影響している可能性はあるかと思えます。

案内板についても結構多いんですが、これは、もう少し状況が分  
かりませんか。

《事務局（建築安全課）》

特にどの項目が何件だったかという集計を実施していませんが、  
避難口の誘導灯と表示が結構できていなかったということです。

この避難口の誘導灯については、点滅機能を有するようなものとい  
う基準もあるんですが、通常の誘導灯よりも金額が高い設備だと  
考えられますので、そういったところが難しいというお話は聞いた  
ことがございます。

《高橋会長》

これも建築の最初のイニシャルコストの投資と、規模にもよるか  
もしれませんね。分かりました。

今後の対応の中で、不適合箇所もいいんですが、その中身、基準  
そのものも精査が必要になってくるということです。いったん整備  
基準を決めると、なかなか落とせないという状況がありますけども、  
もう少し現実的に対応して、利用者の視点でそれが整備されていない  
と問題になるかどうか、あるいは、ほかの対応でも可能なのかど

うか、その辺りも含めて状況調査をしていただけるとありがたいですね。施設用途だけだと、どうしても抜けてしまうかもしれません。何かお気づきの点がございませうでしょうか。

#### 《野口委員》

前回の協議会で、どこがネックになっているのか、私から質問させていただいたと思いますが、ちょっとこれだけでは分からない点がたくさんあるので、さらに洗い出しをお願いしたいと思います。

震災の時の避難所ですとか、そういったものに指定されるような学校や施設では、車椅子の方が全くそこに行くこともできないような状況があったりすると、これは大変なことになりますので、震災の避難所などで防災の面でもチェックをできないものかと思います。これはどうでしょうか。

#### 《事務局（建築安全課）》

市町村の体育館や集会施設が避難所に指定されていると思うんですけども、そういった用途をもっとはっきりさせて、それがどういう形で、できている、できていないというのを洗い出しの中で見つけられるようにはしたいと思います。

#### 《高橋会長》

県立高校は、この頃は防災拠点なんかで結構しっかりやっている所もありますが、小・中とそれ以外の学校関係で、どこがどういうふうにならなっているのかとか、その辺りも少し細かくやったほうがいいのかもなれません。

それから、基準もそうだし、窓口で福祉のまちづくり条例の不適合にならなってしまう過程といますか、なぜ指導できないのか、あるいは、条例を守れない理由は何なのか。先ほど申し上げたように、その基準がおかしければ、基準についてもう一度検証しなさいけないことにならなんでしょうし。対象がおかしいとか、用途そのものがおかしいとかということもなありますけども。

手続のルールはガイドブックに書かれてはなありますが、そのとおりにやっても守れない。確認業務というやなところで、まず自分達が行っている仕事についてのチェック、それから相手側、申請する側のところを少し整備してはないただきたい。

もう一つは、公共施設と民間施設の振り分けをしてほしいですね。地方公共団体の公共施設でも、かなり不適合状況が見らなれると思う



んですけども、公共施設は不特定じゃない場合でも含まれています。本来でしたら対象外にしなきゃいけないのかどうかっていうことも含めて精査をしたほうが、条例を置いておく限りいいものになっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 《當間委員》

トイレは、スーパー等で新しくできた所は多目的トイレがずいぶん普及してまして、おむつ替えの設備があったり、車椅子が入れたり、男子小便器の手すりとかもあります。

うちは保育園を運営してまして、3年前に建て替えまして、以前は女子の和式トイレがあったんですけども、全部洋式にして和式トイレが造れなかったんです。各家庭もほとんど100%に近いぐらい洋式トイレなんですよね。

公園とかちょっと古い施設に行きますと、ほとんどが和式トイレで、子供達がトイレができない、座ってするっていうのができない。公園に行って大変な思いをしてトイレをさせるんですけども、そういう所の和式トイレを洋式トイレに替えていくという政策は、どうなんでしょうか。

#### 《事務局（建築安全課）》

今のところ、そういった基準が設けられてはないんです。

#### 《當間委員》

学校なんかもそうなんですよね。学校も意外と和式トイレなんです。だから学校行った時にしないで、家まで我慢しちゃうっていう子がいるみたいです。

#### 《事務局（建築安全課）》

古い施設の改修などが入りますと、その時に洋式に替えるとか、あえて和式を残しておくっていう場合もあるみたいです。改修等が適切にできていれば、和式しかないというような状態は解消されていくんだとは思いますが、基準としてはない状態ではあります。

#### 《高橋会長》

この福祉のまちづくりの整備基準ではできないですね。性格がちよっと違うので。ほかの保育施設の整備に関することから、県ですとどの課になるんですかね。

《事務局（福祉政策課）》  
少子政策課です。

《高橋会長》

少子政策課で、施設設備のガイドラインですとか、そういったところの検討が必要かと思えます。それが基準になった時に、こちらに該当してくるかどうかっていうことになるかもしれません。

保育施設ですと、この福祉のまちづくり条例の整備についてはどうですか。問題になっていませんか。

《當間委員》

うちの施設は新しい施設で建て替えしましたから、トイレも多目的用に造られていますし、スロープもありますし、今のところは不備はないと思っています。

《高橋会長》

オストメイトの設備も付けていらっしゃるのでしょうか。

《當間委員》

いや、オストメイトはないです。

《高橋会長》

その辺りですね、基準として再検討しなきゃいけない部分になってくるかと思えます。

今保育関係でも、小規模の保育所なんかいっぱい出てきてますので、その辺りも含めて今後どうするかということも対応しなければいけないと思えます。

今後の対応で、具体的にどういうふうに平成 26 年度やるのかについて、説明いただけますか。

《事務局（建築安全課）》

今想定しているものとしたしましては、2年前の調査と同じように、各審査機関で実際に処理をした届出について、それぞれの不適合箇所を集めて、そこから分析が可能な状態にして、基準や指導の改善等につなげていけるポイントを探していくという形になるかと考えております。

《高橋会長》

7月ぐらいまでに始めるんでしょうか。あるいは10月以降になってしまうのか。

《事務局（建築安全課）》

できれば来年の前半のうちに調査を実施できればとは考えております。

《高橋会長》

分かりました。

ぜひ早めをお願いをしたいのと、やはり窓口の指導の中身です。条例そのものをどのくらい担当の職員の方々が理解しているのかどうかですね。

設計事務所やコンサルタントから質問された時に、できないと言われた時に、それに対して、条例について説明できるような内容や情報を持っているのかどうか。その辺は議論したほうがいいので、ちょっと工夫をしていただきたい。で、問題点を洗い出していきたいと思います。

ほかは何かありますでしょうか。

《鈴木委員》

物販とか飲食店は適合も11あるんですけど、不適合は23あるということで、この辺の改善の方法って、何かあるんですかね。

《高橋会長》

指導している側からですか。

《鈴木委員》

はい。

《事務局（建築安全課）》

建築計画があって届出を出す場合には、通常、事前に御相談いただくわけなんですけど、そこで整備の内容について指導をさせていただいています。その段階では、すでに計画がある程度固まっています。設計者としても計画の変更が難しいという場合もあります。

《高橋会長》

手続上は、その事前協議の段階で、確認審査機関に持っていく前に、福祉のまちづくり条例のほうが先にチェックをされるはずなんですね。

そこで窓口の方がちゃんと説明してるのかどうか。その説明の過程で建築主、建築設計者が理解できないような整備内容とか項目になっているのかどうかとか、そののところが見えてこないんですよ。中野さん、いかがでしょうか。

《中野委員》

確認を出す前に、事前協議なり、福祉のまちづくり条例の提出があるんですけども、それをまず施主さんと話をして、こういう手続が必要なんですと説明をしても、「これは絶対やらなくちゃいけないんですか」「どうしてここまでお金をかけなくちゃいけないんですか」ということになったりして。

それと、行政に相談に行ったときにも、各市町村によったり、担当の人によったり、その温度差があるわけです。ここはどうしても、これだけはやってほしいとか、このくらいは大丈夫じゃないかみたいな対応も、実際あるのが事実なので、そこら辺のところなかなか難しいんです。

物販店とか飲食店っていうのは、それこそ規模がいろいろですよ。小さいコンビニで、全部の条件を満たしなさいというのは、おそらく無理なことですよ。

でも、大型店のショッピングセンターで最近新しくできたものは、すごくよくできているんです。サービスエリアの新しい所ですとか道の駅なんかもいいトイレになっていたりするので、本当はそういう一番いいシステムにすると何か特典が付くような、例えば民間だと税金がここまで還付されますよ、みたいに何かいいことがあると、この適合率もどんどん上がって、みんなが使いやすい福祉のまちづくりになるのかなと思ったんです。

《高橋会長》

ありがとうございます。

認証制度は、ほかの国でやっているところもあります。日本では義務化されている面があるので、認証した所にどのくらい効果があるかどうか分からないですけど、やらないよりやったほうがいいというのがありますね。

そういう点では、埼玉県では、数年前にやめてしまったんですけど、人にやさしい表彰制度、あれは復活させるべきでしょうね。やっぱり小さな店舗は何らかの形で褒めていかないと。大きなものは放っておいてもいいと思うんですよね。

それほど費用がかかるものじゃないので、手間はちょっと掛かりますけども、設計者や建築主を誘発していくように、かじを切り直していただきたいなと思います。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

---

---

### 3 平成26年度策定予定の福祉関係計画について

---

---

《事務局（福祉政策課、障害者福祉推進課）》  
福祉政策課及び障害者福祉推進課から資料3に基づき説明。

《高橋会長》

ありがとうございました。

これまでこの福祉のまちづくり推進協議会では、地域福祉支援計画並びに障害者支援計画については議題になかったんですけども、福祉のまちづくりに関わるような内容が含まれています。項目は少ないですが、それぞれ基本的なものとして大変重要な部分がありますので、事務局からの提案でこの説明がなされたということです。

御質問等ございますでしょうか。

《北田委員》

ちょうど私どもの所沢市も、地域福祉計画、10年の計画が、26年度に終わるところで、27年度から策定ということで来年1年間を策定の準備で考えてるんです。

計画の期間が長かったものですから、3年ごとに現行計画の進捗管理をやっていたんですけど、県の現行の地域福祉支援計画の取りまとめで、次期の計画に提言を取り入れていこうという議論があったのかどうか。

県のほうで、各市町村にこういった施策を展開してほしいというような要望があったら、教えていただきたいんですけど。

《事務局（福祉政策課）》

市町村の皆様に対して、こういうことを盛り込んでほしいと。

《北田委員》

はい。

《事務局（福祉政策課）》

実は現行の計画では、最後に、市町村地域福祉計画に盛り込む項目というのが具体的に、ある程度標準的なものを示させていただいております。

もともと社会福祉法 107 条で市町村計画については規定があるんですけども、大きくは①地域における福祉サービスの適切な利用の推進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進ということで、これが大きな三本柱です。これに加えて、要援護者の支援方策についても、必ずこれを定めてくださいということで、厚生労働省からは通知が別途来ております。

また、ちょっと抽象的な言い方ではあるんですが、誰にも使いやすいユニバーサルデザインの視点に立つ取組ということで、何をどうしてほしいというところまでは書いてないんですが、こういったことも市町村計画にはぜひ盛り込んでいただきたい。

中には、市町村の地域福祉計画の中で、例えばバス停、広場、公園などの面整備を、福祉の視点と、都市計画や建築サイドと市の内部で横断的に連携をして、そういった面整備をしっかりとやっていきますというのを位置付けている計画もございます。

《高橋会長》

いい計画は、ぜひ情報提供をお願いしたいですね。

なるべく、こういう状況がある、ということを発信していただけるとありがたい。

数値目標が、福祉まちづくりに関するところでありましたけれども、せっかく数値目標を掲げるんだったら、交通機関だけじゃなくてほかの所も一通り入れておいていただきたいですよ。

市町村の障害者計画でも地域福祉計画でもそうですけれども、連携をなさうって言うことは、あちこちで言われてますが、横につながりような場って言うのは、ほとんど皆無ですよ。連携すれば力が強くなると思うんですけども、そういう取組がなかなかされないの、他の行政計画で策定されているものはやはり載せて、手を抜かないようお願いをしたいと思います。

ほかに御質問ありますか。障害者支援計画のほうでも結構ですの

で。

障害者支援計画でもバリアフリー関係が、各施設やまちづくりだけではなく、住まいの問題や学校施設整備ですとか、そういったようなものにも直接絡んできます。

最終的には市町村が建てていきますので、その中で予算上、あるいは市町村の策定委員会の中で合意されないと、県が一生懸命支援計画を作っても載らないという実態があるわけですけども。

《野口委員》

言葉の問題なのですけども、障害者支援計画の中で、例えば道路環境の整備の中に、障害者対応トイレという言葉と多機能トイレという言葉が出てくるのですけれども、これはどういう違いがあるのでしょうか。

《事務局（障害者福祉推進課）》

障害者福祉推進課では、言葉自体を全部整理しているとか、こちらの言葉でなくてはいけないという整理はしておりません。基本的には、それぞれの事業を所管する課から、適切な表現として出しているものをお束ねしております。

道路環境課、交通政策課、市街地整備課の各施策担当課が事業を進める上での言葉遣いを尊重している、という説明になります。

《高橋会長》

それぞれ担当課が違う、そのまま縦割りのものがその言葉を使っているので、やっぱりこれは検討委員会の中でも議論されなければいけません。

《鈴木委員》

多機能トイレと多機能トイレ以外の部分、車椅子利用が可能なトイレって書いてあるんですけど、その意味じゃないですか。

《高橋会長》

これはですね、その差ではないかもしれませんが。

《鈴木委員》

違うんですか。

《高橋会長》

道路の障害者対応トイレは、これは道の駅が対象になっているので、おそらく多機能トイレに近いんだと思います。

《鈴木委員》

多機能トイレと障害者トイレの差って、どこにあるかっていったら、車椅子を使えるところが障害者トイレっていう意味じゃないんですね。

《高橋会長》

そうですね、それだけではないですね。車椅子なら車椅子利用者対応トイレとか。

この辺は、これからの策定会議の時に精査、一番この辺の用語の使い方が分かるのは福祉政策課だと思いますので、チェックしていただいて、施策の担当課に返すのが一番スムーズに行くのかなと思います。

《事務局（障害者福祉推進課）》

障害者支援計画の冊子の中の言葉の解説というところで、多機能トイレが出ております。

オストメイト対応水洗器具、その他、ベビーベッド、大型の荷物置き台などを備えた車椅子対応型トイレということになっております。オストメイトが一つポイントになっているのかもしれませんが。

《高橋会長》

シの行にも障害者対応トイレがあると分かるわけなんですけど、ないでしょうね。

《事務局（福祉政策課）》

ないです。

《高橋会長》

言葉、用語の違いがある。これはどこでも、埼玉県だけではなく、あちこちで同じような間違いが発生しますけども、これからはその辺を気を付けていただきたいと思います。

あと、障害者支援計画には、できればメンバーに住宅の専門家を入れたほうがいいと思いますね。ハード系と一体的になるためにはやはり重要だと思います。双方でやらないと、なかなかうまくいか



ないんですよ。

ハード系でも交通、道路から住宅までありますけど、やはり、地域移行の問題、非常に重要な要素になっていきますので、住まい関係の方はどなたか入っていたほうが望ましいですね。なおかつ、道路や交通とかになると、移送のサービスの問題も議論できるんですけど。

メンバーでなければ、ヒアリングをするとか、何らかの形でやってもらってもいい。国の障害者基本計画の改定作業では必ず入ってきますので、ぜひよろしく御検討をお願いしたいと思います。

#### 《中野委員》

今住まいの話が出たので、私は埼玉建築士会に入っています。この埼玉建築士会は、全部で 14 支部で構成されています。その各支部の女性委員長ってというのが各支部に 1 名ずつおまして、その各支部の女性の代表が集まって、埼玉県的女性委員会が構成されています。

私達埼玉建築士会的女性委員会では、障害をお持ちの方がどこがどういうふうに困っているのか、どういうふうにしたらいいのか、直接御本人に伺う勉強会を計画しています。

それがどんどん広がって行って、まちづくりになり、いろんなところに広がっていけばいいなと思っております。

#### 《高橋会長》

女性だけに限るみたいですが、男性はどういうふうに。

#### 《中野委員》

企画は女性委員会でやるんですけども、周知については、埼玉県全域に毎月『建築士』っていう本が、建築士会 1400 名の手元に届きます。そこに今回の御案内ということで、埼玉建築士会全会員宛てに、この御案内をします。

#### 《高橋会長》

分かりました。

先ほどの障害者支援計画の策定の場でもそうですけれど、埼玉県の建築士会的女性委員会のメンバーでも構わないと思いますが、できればそういうような工夫もしていただければ。よろしく申し上げます。

---

---

## 4 報告事項

---

---

《事務局（福祉政策課、障害者福祉推進課）》  
福祉政策課及び障害者福祉推進課から資料4に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。報告事項について、何か質問等ありませんでしょうか。

障害者関係団体等の意見を聞く場が、障害者施策推進協議会に持たれているということです。

ワーキングチームのサポーター制度って、なかなかいいですね。積極的に他の関係部門も応用していく必要があるかもしれません。

その他何か事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

来年度のこの推進協議会の予定は、どんな感じでしょうか。

《事務局（福祉政策課）》

来年度も、2回程度開催を予定させていただいております。本日、26年度の事業計画案を説明させていただきましたが、次回は、25年度の事業についても御報告をさせていただきたいと思っております。

夏から秋にかけて1回と、再来年度の事業報告ということで、これぐらいの時期にもう1回の2回ほどお付き合いいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

《高橋会長》

ぜひ事業報告のときには、その事業の中の課題、その問題点はどうなっているのかをできる限り浮き彫りにして、議論に供するようお願いしたいと思っております。よろしく願いします。

ほかの方、何かこの機会にお話をしておくことはございますか。

《野口委員》

マナーアップキャンペーンは、障害者用駐車場のマナーアップということなんですが、前回の協議会で、多機能トイレの、いろんな方が集中してというお話があったと思っております。その辺の議論も何か中途半端だったかなあとと思っておりますし、あとは、先ほど、和式トイレが多くて、小さい子供さんが使えないというようなお話もありました。多機能トイレについては、分散化の問題とか、日々動いていると思うんですが、駐車場だけに集約してマナーアップキャンペーン

をやっていったいいのかというのものもあるかなと思いました。

《事務局（福祉政策課）》

ありがとうございます。

実は、前回私どもも、多機能トイレのことについて、いろいろ世間的にも着目されていて、マナーについて問題があるというのもありましたので、ステッカーなどを作ってみたらどうかということで、この協議会で諮らせていただきました。

一方で県では赤ちゃんの駅ということで、多機能トイレをお母様方に気持ちよく使っていただくというステッカーがあって、意見の中では、やはり障害者の方優先にしたらどうかというような御意見や、ステッカーについては大きなスーパーマーケットなどの対応など、いろいろ配慮が必要だろうというようなこともありまして、どちらかということ、委員の皆様からは、あまり賛成というような雰囲気ではなかったなど。

ただ、やはりマナーアップは必要だということで、11月の『彩の国だより』では、障害者用駐車場のマナーアップと合わせまして、多機能トイレにつきましてもマナーアップを呼び掛けた記事を掲載させていただきました。

それと、今日お配りしましたメモ帳の中には、障害者用駐車場マナーアップキャンペーンのチラシも入れさせていただいているんですが、併せて、メモ用紙の文章については、多機能トイレを入れてみようということで、「多機能トイレはマナーを守って利用しましょう」といった文言を工夫して入れさせていただきました。

先生から御指摘いただきましたように、障害者用駐車場だけではなく、こういったいろんな角度からもマナーアップが非常に重要だと事務局も考えておりますので、来年度も、いろいろな観点、分野で、マナーアップについては働き掛けをしていきたいと思っております。また、こういう部分も必要だよというような御意見がありましたら、また次回の協議会の時でも、御意見いただければ取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

《高橋会長》

赤ちゃんステーションでしたっけ。

《事務局（福祉政策課）》

赤ちゃんの駅です。

《高橋会長》

赤ちゃんの駅ですか。そちらのほうをかなり強化をしてもらおうとかね。

《事務局（福祉政策課）》

はい。

《高橋会長》

そういうふうにしてトイレの利用等が十分できるように、授乳室とおむつ替え室も頑張っていたいただきたいと思います。

はい、ほかにございますか。

それでは、予定の時刻になりましたので、これで全体の議事については終了したいと思います。